

労働者派遣法に基づくマージン率の情報提供

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

1. 労働者派遣の実績

対象期間：平成28年5月1日～平成29年4月30日

派遣労働者の数（月平均）	284人
派遣先数（対象期間における実数）	20社
マージン率	31.74%
労働者派遣に関する料金額の平均額（1日8時間当たり換算）	15,817円
派遣労働者の賃金額の平均額（1日8時間当たり換算）	10,797円

2. 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象となる方	実施方法
フォークリフト操作	就業中の者	・費用は当社負担 ・賃金は有給
当社における一般OA研修 （維持・向上訓練）	新規採用 就業中の者	・費用は当社負担 ・賃金は無給
提携スクールにおける一般OA研修	登録者	・費用は割引による登録者負担 ・賃金は無給

【マージンに含まれる費用】

マージンは、派遣先から弊社に支払われる派遣料金から派遣スタッフに給与を支給した残りの額であり、これが派遣料に占める割合をマージン率といいます。

マージンから支出する費用には、

- ①法定福利費用（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険料（雇用保険等）の事業主負担分の費用
- ②派遣スタッフの年次有給休暇取得時の賃金
- ③派遣スタッフの健康診断（一般健診）受診費用
- ④派遣スタッフの募集費用（求人広告掲載する費用）
- ⑤スタッフ管理費用（雇用管理、教育費用、登録受付など就業に係る管理費用）
- ⑥事業運営費用（事業許可維持の手続き費用、社員人件費、オフィス賃借料、通信料）